

国税庁ホームページ

「確定申告書等作成コーナー」のご案内

税務署に出向くことなく「確定申告書等作成コーナー」を利用して所得税の確定申告書の作成ができます！

「確定申告書等作成コーナー」とは、画面の案内にしたがって金額などを入力することにより所得金額や税額を自動計算して所得税の確定申告書を作成・印刷することができる、国税庁ホームページで提供している確定申告書の作成システムです。

この「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、税務署に出向くことなく、医療費控除、住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）、寄附金控除などを受けるための確定申告書が作成可能ですので、確定申告が必要な場合に是非ご利用ください。

作成した申告書データを e-Tax で税務署へ送信できます！

e-Tax(イータックス)を利用すると、添付書類の提出省略、還付金のスピーディーな受け取り、また、電子証明書をデータに添付することで最高4,000円の税額控除を受けることができます。

(注) e-Taxの利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要です）、ICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

詳しくは、e-Tax ホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

税額控除は、平成19～22年分の確定申告でこの控除を受けている方は受けられません。

「確定申告書等作成コーナー」及び e-Tax の操作に関するお問合せは「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」まで！

操作に関する問合せについては、一般的な質問に対応した「よくある質問」を「確定申告書等作成コーナー」内に掲載しているほか、「よくある質問」で解決できない場合には、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」で問合せに対応しています。

※ 「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」 0570-015901

（市内通話料金でご利用いただけます）